

公益財団法人笹川スポーツ財団 倫理規程

平成 25 年 3 月 21 日

規 程 第 25 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）定款第 3 条の目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(社会的信用の維持)

第 2 条 財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第 3 条 財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第 4 条 財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他財団が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 7 条 財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第9条 財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 (平成 25 年 3 月 21 日 規程第 25 号)

本規程は、平成 25 年 3 月 21 日に施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。